

第3回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年11月27日(月)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾
2番 喜納 キミ子
3番 高良 久

5番 大城 綱徹
6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第2号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて

議案第12号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 　ただ今から第3回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

議長 　（異議なし）
異議がございませんので議事録署名員は2番委員と5番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

　　会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（異議なし）
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 　議案に入ります。

議長 　報告第2号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて

事務局 　報告第2号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
上記のことについて、別紙のとおり申請を取り下げる事としたので、
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により、農業委員会へ報告します。

　　1ページ目をお開き下さい。今回は1件の取り下げがあります。
番号1番 新里296 地目 畑 面積272㎡
譲受人:那覇市在住H氏
譲渡人:沖縄市在住O氏
取り下げ理由:申請内容に誤りがあったため。
添付資料説明

　　以上で報告を終わります。

議長 　説明が終わりましたので質問がありましたらお願いします。
ないようですので、次に進めます。

議長 　議案第12号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第12号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の
意見を求めます。

　　1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。
番号1番 伊豆味3272-1-n2 登記現況共に、畑 面積1000㎡
利用権を設定する者:名護市在住I氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住I氏
6年間 賃貸借契約
添付資料説明

　　番号2番 野原331-1 登記 原野 現況 畑 面積31㎡
野原408-1 登記 原野 現況 畑 面積102㎡
野原409-1 登記現況共に、畑 面積335㎡

野原410-1 登記現況共に、畑 面積235㎡
野原411-2 登記 原野 現況 畑 面積86㎡
利用権を設定する者:本部町在住S氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住N氏
10年間 賃貸借契約
添付資料説明

番号3番 伊豆味915-3 登記現況共に、畑 面積182㎡
伊豆味915-5 登記現況共に、畑 面積679㎡
伊豆味916-1 登記現況共に、畑 面積452㎡
利用権を設定する者:糸満市在住K氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住K氏
10年間 使用貸借契約
添付資料説明

番号4番 伊豆味918-1 登記現況共に、畑 面積821㎡
伊豆味922-1 登記現況共に、畑 面積1914㎡
利用権を設定する者:宜野湾市在住K氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住K氏
10年間 使用貸借契約
添付資料説明

番号5番 山川536-1 登記現況共に、畑 面積1113㎡
山川543 登記現況共に、畑 面積1971㎡
山川546 登記現況共に、畑 面積1040㎡
山川742 登記現況共に、畑 面積4618㎡
利用権を設定する者:宜野湾市在住M氏
利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住T氏
5年間 賃貸借契約
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

6番委員 議案第12号の1番、3番、4番の説明をさせていただきます。
番号1番については、藍葉の栽培になっており、周辺の畑も菊で利用されているため、周辺への影響は問題ないと思います。
番号3番、4番については、実家の近くにある畑で、親戚からの使用貸借のため問題はないと思います。

議長 他に意見はありませんか。
意見がないようですので議案第12号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第12号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 伊豆味915-4 登記現況共に、畑 面積495㎡
伊豆味916-3 登記現況共に、畑 面積78㎡
譲渡人:豊見城市在住K氏
譲受人:本部町在住K氏
贈与による所有権移転
添付資料説明

番号2番 備瀬723 登記現況共に、畑 面積3206㎡
備瀬730 登記現況共に、畑 面積132㎡
譲渡人:那覇市在住G氏
譲受人:本部町在住G氏
売買による所有権移転
添付資料説明

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。
では、議案第13号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第13号は可決いたします。
次に進みます。

議長 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の規定による
許可及び同法施行令第2項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 浦崎911 地目 畑 面積1093㎡のうち25㎡
申請人:本部町在住I氏
転用目的:墓
転用理由:墓の改築をしたいため
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に質問や意見がありましたらお願いします。

議長 ないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第14号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第14号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の
促進等に関する業務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
議案第16号の9番、10番の変更承認申請になっています。
番号1番 瀬底2341-3 登記 畑 面積426㎡
瀬底2341-7 登記 畑 面積291㎡

譲渡人:沖縄市在住H氏

譲受人:八重瀬町在住A氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、恩納村で居酒屋を経営してるが、今回本部町にも出店するので
居住用住宅が必要となったため。

計画通り事業を遂行できない理由:資金難により計画通りの資金が
準備できなくなったため

添付資料説明

番号2番 瀬底4611-1 登記 畑 面積352㎡

譲渡人:浦添市在住S氏

譲受人:福岡県在住N氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:以前から海の見える自然豊かな静かな土地で家族と共に暮らしたい
と思っていたので、再スタートを考え移住するために自己住宅を建設したい

計画通り事業を遂行できない理由:妻の母と一緒に本部町へ移る予定だったが
母が要介護となり母の生まれ育った土地で暮らすことになったため

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に質問や意見がありましたらお願いします。
ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 では、議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請については、
異議なしとのことですので、議案第15号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第15号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定
による許可及び同法執行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は10件です。

番号1番 瀬底1278 登記 畑 面積770㎡

所有権移転

譲渡人:本部町在住S氏

譲受人:本部町在住T氏

転用目的:店舗兼自宅

転用理由:現在、借家の為、瀬底島に住居を建てダイビングショップ経営をしたいため
添付資料説明

番号2番 瀬底3447-1 登記 畑 面積325㎡

所有権移転

譲渡人:うるま市在住K氏

譲受人:北谷町在住N氏

転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在、アパート暮らしの為、景色のいい瀬底島に移住したい
添付資料説明

番号3番 瀬底3448-1 登記 畑 面積288㎡
所有権移転
譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:うるま市在住N氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住環境の良い瀬底島に別荘を建て、将来は移住したいため
添付資料説明

番号4番 瀬底3293 登記 畑 面積388㎡
所有権移転
譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住T氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住環境の良い瀬底島で仕事をするため
添付資料説明

番号5番 健堅384 登記 畑 面積502㎡
所有権移転
譲渡人:本部町在住A氏
譲受人:熊本県在住O氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住宅兼店舗(居酒屋)を建築したい
添付資料説明

番号6番 伊野波424 登記 田 面積217㎡
所有権移転
譲渡人:本部町在住N氏
譲受人:本部町在住S氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:夫名義の自宅を建築したい
添付資料説明

番号7番 大嘉陽435-1 登記 畑 面積4281㎡
所有権移転
譲渡人:名護市在住N氏
譲受人:本部町在住N氏
転用目的:太陽光発電施設
転用理由:現在、未利用土地なので、太陽光発電所を建設したい
添付資料説明

番号8番 豊原258-1 登記 畑 面積1147㎡
豊原260-1 登記 畑 面積1850㎡
所有権移転
譲渡人:宜野湾市在住T氏
譲受人:神奈川県にある企業M
転用目的:宿泊施設等
転用理由:新たにホテル事業を行う為、立地条件のいい当該地でホテルを建設したい
添付資料説明

番号9番 瀬底2341-3 登記 畑 面積426㎡
瀬底2341-7 登記 畑 面積291㎡
所有権移転
譲渡人:沖縄市在住H氏
譲受人:八重瀬町在住A氏

転用目的:一般個人住宅
転用理由:本部町に居酒屋を出店するため、取得予定地に自己住宅を建設したい
添付資料説明

番号10番 瀬底4611-1 登記 畑 現況 一般個人住宅 面積352㎡
所有権移転

譲渡人:浦添市在住S氏

譲受人:福岡県在住N氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:以前から海の見える自然豊かな静かな土地で家族と共に暮らしたい
とっていたので、再スタートを考え移住するために自己住宅を建設したい
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールへ行った委員、説明をお願いします。

6番委員 説明させていただきます。まず番号1番の瀬底の方、こちらは写真を見てわかるように
さとうきびをやっていて農地としてはいい土地ではありますが、書類不備や
事前着工等もないため、特に問題はないと思います。

番号2番の土地も書類不備、事前着工はありませんでした。

番号3番の土地は番号2番の土地の隣接地なので問題はないと思います。

番号4番の土地も書類不備等はないため、問題ないと思います。

番号5番の健堅の土地は面積、書類等も問題ありませんでした。

番号6番の土地も特に不備はないため問題ないと思います。

番号7番は、別荘として使われている建物の周囲に設置するため、別荘地の
持ち主に連絡を入れたほうがいいのではと思いました。

番号8番の土地も特に不備はないため問題ないと思います。

番号9番の土地も特に不備はないため問題ないと思います。

番号10番の土地も特に不備はないため問題ないと思います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。なにか質問はありますか。

(異議なしの声あり)

質問がないようですので、議案第16号は提案通り認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事なので、議案第16号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第17号 非農地証明願いについてを
議案とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条
に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町在住O氏

申請農地:備瀬245-3 登記 畑 面積18㎡

申請要旨:備瀬財産区の土地と隣接しているため、以前からあざみちとして使用している

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:浦添市在住H氏

申請農地:並里1466-1 登記 畑 面積1334㎡

伊野波1413 登記 畑 面積503㎡

伊野波1441 登記 畑 面積346㎡

伊野波1443 登記 畑 面積118㎡

申請要旨:平成12年父が死亡後浦添に移住しており長い間放置していたため

雑草・雑木が生い茂り畑として使用するのが困難であるため

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住T氏

申請農地:具志堅491-1 登記 畑 面積596㎡

申請要旨:当該地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:沖縄市在住O氏

申請農地:新里296 登記 畑 面積272㎡

申請要旨:昭和34年から本部町外に移住しており、長い間放置していたため

雑草・雑木が生い茂り畑として使用するのが困難であるため

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番 願出人:那覇市在住M氏

申請農地:山川459-1 登記 畑 面積183㎡

申請要旨:当該地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。パトロールへ行った委員、説明をお願いします。

1番委員

説明させていただきます。まず番号1番の土地は雑草などは生い茂っては無いですが面積が18㎡しかないので畑としての使用は困難かと思えます。

番号2番は並里1466-1と伊野波1413は写真のとおりです。
残りの土地は何十年も前から道として使用されているようでした。

番号3番の土地は写真のとおり雑草、雑木が生い茂っていて畑としての使用は困難かと思えます。

番号4番は5条申請取消し願いが出てる土地ですが、写真のとおり雑草は生えていますが畑として利用できると思えます。

番号5番の土地は面積も小さく雑草、雑木が生い茂っているため畑としての使用は困難かと思えます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

3番委員 番号2番の伊野波1441番地と1443番地は道路になっている部分もありますが畑として利用している部分もあるため否決でいいと思います。

番号4番も直ぐに畑として使用できると思います。

以上です。

議長 議案第17号は番号2番の伊野波1441と1443、番号4番は否決、それ以外は可決でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事なので、議案第17号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義